

従業員 各位

— 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について —

ナベプロセス株式会社



新型コロナウイルスの世界的な感染拡大状況に終息の目途が立たない中、国内では7都府県に緊急事態宣言が発令されましたが、社内におきましても感染防止対策として下記処置を要請し、実施致します。

内容を確認の上、各従業員の皆様におかれましては、周知頂き十分な注意と対応をお願いいたします。

尚、実施期間につきましては4月8日から5月6日とし、以降は政府の方針に基づきながら、継続又は変更・解除を致します。

記

【基本方針】

皆様の健康と安全を優先した対策を前提とした上で、感染に無頓着していると私たち自身が加害者になり得るという自覚をもって対応に当たってください。また、万一社内で感染者が出ると事業所の一時閉鎖など、他の社員へは勿論、周囲にも大きな影響を与えてしまう危険性を認識したうえで、各自慎重に対応ください。

基本は日ごろより個々人でできる予防を徹底していただき、体調に問題があれば、速やかにご相談いただきたいと思っております。

【具体的方針】

1	指定感染症は通常の病気と違い、法律に従う必要があります。
2	37.5℃以上の発熱が4日間以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合には、会社に報告の上、医療機関での診察を受けていただき、その後、結果の報告をお願いします。
3	主治医の指示に従ったうえ、各都道府県に設置をされている対応窓口の「新型コロナ受診相談センター」に連絡をし、指示を仰いでください。
4	原則として下熱から2週間(14日間)は、自宅待機となります。有休又は在宅勤務等、状況に応じての対応とします。その場合も体調の変化について会社に報告をお願いします。
5	新型コロナウイルスの場合は、指定感染症・検疫感染症に指定されるため、感染確認後は入院・隔離されます。
6	治療費は公費負担となり、治療費用はかかりません。
7	就業制限・退院については、国(厚生労働省)から各自治体に通知が出ているので、退院・出勤は、医療機関、保健所の指示の従うところとなります。

【個々人での対策詳細】

項目	初期段階	中期段階
本人	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 症状のない普段からの毎日の体温測定 ✓ 発熱:37.5℃以上 1.本人出勤停止(有休/特別休暇) 2.発熱が4日間続く場合は検査が必要。 ✓ 発熱:37℃以上、37.4℃以下 ・上司と相談。極力休む(有休休暇) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナ陽性 1.本人出勤停止(有休/特別休暇) 2.本人は、保健所に連絡しその指示に従う。 保健所からの指示を上司に連絡する。
家族	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発熱 1.家族に発熱者ありと上司に報告する。 2.マスクを着用し出勤する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナ陽性 1.社員の出勤については上司と相談の上、保健所に確認する。 2.基本的に家族全員の検査をしてもらう。 3.保健所の指示に従う。

出勤	<p>イ) 上記、体温平熱を確認してから出勤する。少しでも体調不良を感じた際は、出社は控え、必ず会社に連絡し指示を仰ぐこと。</p> <p>ロ) 公共機関利用者については時差出勤を指示する。電車利用時の場合はつり革・手摺りの使用には十分な注意を払う。状況によっては自転車、自家用車通勤可能かも確認。</p> <p>ハ) 通勤時はマスク(マスクに代わるもの)を着用する。入館時にはアルコール消毒する。</p> <p>ニ) 緊急事態宣言が発令された都府県の事業所は、所轄の自治体の指示も加味しながら、会社としてより強制的な、出勤停止や自宅待機を要請することもある。</p>
出張・外出	<p>イ) 国内外を問わず見合わせる。原則禁止。 やむを得ず実施しないといけない場合は、各事業所役員レベルの了解が必要。</p> <p>ロ) 取引先等の当社への来訪についても控えてもらい、打合せは出来る限り電話・メール・FAX等を使用し、出校物は運送便による荷送りの対応に変更する。</p> <p>ハ) 万が一外出する時は、絶対にマスク(マスクに代わるもの)を着用する。</p> <p>ニ) 公共機関は使用せず、車輦で移動する。</p>
社外者との 会合	<p>イ) 会合(食事会)等については、一切禁止とする。万が一、絶対に開催が必要な場合は、日程の延期要請を行う。変更無き場合は諸事情を理解していただきお断りを入れる。</p> <p>ロ) マルチ校正立会いの受け入れは、基本的にお断りする。(当社お任せの社員だけによるマルチ校正は対応をする。) 但し、どうしても来訪となる場合は、下記条件への了承を来訪者に得ること。 ①来社時は自動車利用 ②マスク着用 ③入館時のアルコール消毒、また手洗い、うがいをお願いする ④体温測定(36℃台であること) ⑤立会いは2時間以内とする ⑥立ち合い室は常時窓を開けて常時換気をしておく。作業場への入室は禁止する。 ⑦来訪者は必ず総勢で2名以内とする。 ⑧来訪申請へ会社・氏名・検温を記入いただく。</p>
社内会議	<p>会議等については、一同に会する場合は参加人数の削減(参加者は限定最大5名まで)及び参加の延期・中止を個別に見直しを行う。基本的にはTV会議とする。</p> <p>①会議時間の短縮(1時間以内を目処とする) ②参加者と1m以上の距離を保つように努める。 ③マスクの着用、室内換気(2時間おきに)、アルコール消毒の義務</p>
社内交流 (イベント等)	<p>イ) 開催時期の延期及び中止(朝礼もできるだけ中止する)</p> <p>ロ) 取引先、仕入先の来訪時は極力、少人数とし滞在時間は短時間におさえていただく。 ①マスク着用 ②体温確認 ③アルコール消毒の協力をお願いをする。</p>
プライベートの イベント	<p>不特定多数が参加するイベント及び会合への参加は、できる限り個々での自粛をお願いする。 若い皆さまの行動の自粛が、「日本」を「世界」を救います! (Stay at home)</p>
その他	<p>イ) 日常的に手洗い、うがい、室内換気(1時間おきに)等の徹底</p> <p>ロ) 各部署でのアルコール消毒の励行</p> <p>ハ) ハンドドライヤーは使用を中止し、ハンドソープによる手洗いの励行と自分専用のハンカチを使用(ハンドドライヤーは飛沫によるウイルス汚染が報告されている)</p>
新型コロナ【発症後】の会社の対応	
<p>✓ HPにコロナ感染者が発生したことの告示を行う。会社の対策について記載する。</p> <p>✓ 保健所が会社に立ち入り、消毒を行う。また、濃厚接触者の確認が入る。</p> <p>✓ 保健所より会社に対し、一時休業期間等の指示が入る。</p>	

以上